

消費生活情報おかやま ～未成年者の契約トラブル～

岡山市消費生活センター
平成29年7月14日
(平成29年6月受付分)



平成29年6月に岡山市消費生活センターが受け付けた未成年者の契約トラブルは、計7件でした。その中からインターネット架空請求など実際にあった事例や全国的に発生している事例をご紹介します。

オンラインゲームの決済トラブルに気を付けて！！

事例：

小学生の娘に親のスマートフォンを渡し、オンラインゲームで遊ばせていた。一度クレジットカードでアイテムを購入し、その後も1回100円程度なら良いと思い、その都度親がパスワードを入れて購入させていた。しかし、後日カード会社からの請求額が8万円になっていて驚いた。どうも一度パスワードを入れると、その後何分間かはパスワードなしで何度もアイテム購入ができたようだ。具体的な状況については、はっきりしたことは分からない。どう対応したらいいか。 (当事者：7歳 女兒)



✔️ アドバイス

- 事例のように、スマートフォンに一度入力したクレジットカード番号が一定時間有効なままになっていて、子どもが有料アイテムを購入できてしまうケースのほか、子どもが大人のクレジットカードを勝手に持ち出し番号を入力するケースなど、クレジットカード決済に関する相談が多く見られます。
- 大人はスマートフォンやゲーム機等について理解するとともに、ゲームの料金体系、決済方法等についても確認し、ゲームの遊び方やルールについて子どもとよく話し合しましょう。
- クレジットカードの管理には十分注意をし、子どもにクレジットカードの仕組み等を教えることも大切です。
- 困ったときは、親子で消費生活センターにご相談ください。

※(独)国民生活センター「子どもサポート情報 第71号」より抜粋

◆その他にはこんな相談も…

年齢	相談内容
9	小学生の娘がタブレットでゲームをしていて、画面のどこかに触れた瞬間、会員登録され、25万円請求する画面が現れた。どうしたらよいか。
19	携帯電話に着信があり、かけ直したところ、未納になっている有料情報料を請求するアナウンスが流れた。どうしたらよいか。

ひとりで悩まず、まず相談！！

岡山市消費生活センター

岡山市北区大供一丁目1番1号
(市役所本庁舎2階)

相談電話：086-803-1109

相談受付：月～金 9時～16時 (祝日、年末年始は除く)